

## I 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

法において、都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されています。

三重県では、平成 26 年度、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の 5 年間の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、子どもの貧困対策を重点的な取組の一つとして位置づけています。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三重県子どもの貧困対策計画」を新たに策定し、地域の実情に応じた施策に取り組んでいきます。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、法第 9 条第 1 項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間（平成 27 年度から平成 31 年度）の終期に合わせて、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。

### 4 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。